## 条例の点検・見直しシート

			作成	1年月	日目	平成24年6月28日						
条例の題名		三重県監査委員条例	公	布					昭和39年3月25日			
条 例 番 号		昭和39年三重県条例第44号	直近	i改]	EΘ				<b>平成17年3月28日</b>			
所管部局課		監查委員事務同総務·評值課	電	話番	号					059	-224-2922	
条例の概要		地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員る。	に関	、必	更な	「項を	定める	<b>5</b> もの	であ	条例の 類型	委任型	
視点		項目		回	答				討	内 容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当 性を有している。			はい		地方自治法第202条の規定に基づき、地方自治法及び地方自治法施行令に規定するもの以外で監查委員に関し必要な事項は、条例で定めることが必要であるため、条例の目的は妥当性を有している。						
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認 められる。			はい		治法の外で	ひ な 査 査	方自治	台法加 目し必		さ、地方目 をするもの以 、条例で定	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。											
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。			該当為	なし							
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で 規定する余地はない。)。			はい		治法の外で	なび地	方自治	台法加 同し必		き、地方自 記するもの以 は、条例で定	
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい		地方	自治法	第202	条			
適法性	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれ はない(近年の判例動向に適合している。)。			はい								
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違い はない。			はい								
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。			はい								
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			はい								
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けた ことはない。			はい								
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。			はい		地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、 県の行政運営に支障が生じると考える。						
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。			はい								
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であっ て、追加すべき規定はない。			はい								
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。			はい								
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。			はい								
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			はい						部局を対象		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。 い。			はい								
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体と の連携に配慮している。			該当	なし							
				はい								
点検・見直し結果	改正・ 廃止の 必要は ない	理 由 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の 要がないと考える。		<u></u>	<u></u>	記	事_	項_		見直しに関する規定の有無	有効期限 に関する 規定の有 無	
		<b>≥</b> €10 -000 10- 13/100								無	無	